

ケアラー月間の取組（案）

1 趣 旨

埼玉県ケアラー支援条例の基本理念の実現のため、11月を「ケアラー月間」と定め、家庭や学校、地域社会全般にわたり、ケアラーに対する関心と理解を得ることができるよう、期間中に県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等が連携した啓発・広報活動を集中的に実施する。

2 主 催

埼玉県・埼玉県教育委員会・埼玉県社会福祉協議会

3 協 力

市町村・市町村教育委員会・市町村社会福祉協議会
福祉、経済、労働、教育関係団体、報道機関など

4 内 容

(1) ケアラー支援宣言

ケアラー・ヤングケアラーへの理解を広く求めるため、県が行う啓発活動を通じ、賛同いただける団体等からケアラー支援宣言をしていただき、ケアラーを社会全体で支える機運を醸成すること及び多様な主体による幅広い連携を図ることを目的とする。

(2) フォーラムの開催

ケアラー・ヤングケアラーの現状、支援の必要性及び支援の取組を広く県民に紹介するため、企業、民間支援団体、市町村、学校関係者などを出演者とする「ケアラー支援フォーラム」を開催する。

(3) ケアラー（介護者）サロンの取組紹介ページの新設

民間支援団体等によるケアラー（介護者）サロンの取組等について、県ホームページを新設し公表する。

(4) ケアラーを支援する人材の育成

市町村におけるケアラー等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の関係機関向け研修会を実施する。

- (5) ケアラーへの知識や技術の習得支援
認知症の人の家族支援のため、知識や介護技術を習得する認知症対応力向上研修を実施する。
- (6) ヤングケアラーハンドブックの配布
ヤングケアラー支援のためのハンドブックを作成し、小・中・高校生に配布する。
- (7) ヤングケアラーオンラインサロンの開催
ヤングケアラー自身が抱える悩みを相談する場所として、オンラインによるサロンを開催し、同様の経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。
- (8) ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の実施
教育機関と福祉部門が連携して支援できるための体制構築のため、関係職員を対象とした研修会を実施する。
- (9) ヤングケアラー支援のための出張授業の実施
保護者等に対してヤングケアラー支援に関する意識を高めるための出張授業を行う。

ケアラー支援宣言（案）について

1 目 的

ケアラー・ヤングケアラーへの理解を広く求めるため、県が行う啓発活動を通じ、賛同いただける団体等にケアラー支援宣言をしていただき、ケアラーを社会全体で支える機運を醸成すること及び多様な主体による幅広い連携を図ることを目的とする。

2 協力内容

ケアラー支援宣言は、ケアラー支援について、協力することが可能な活動について実施するものとする。

3 宣言書等

本制度の目的に賛同する団体等は、宣言書を県に提出することとする。

4 公 表

県は、宣言書を提出した団体等について、WEBサイト等で公表する。

様式例

ケアラー支援宣言書

令和 3 年 月 日

ケアラー支援に賛同し、次のとおり宣言いたします。

企業・団体名			
所在地			
URL			
協力いただける活動	私たちは、 <div style="text-align: right;">で</div> ケアラー・ヤングケアラーを支援します。		
	上記備考		
電話番号		F A X	
担当部署		担当者氏名	
メール			

※協力いただける活動欄については、例示の数字を記入いただいても構いません。

例 示

- 1 仕事と介護の両立支援
 - ・各種相談窓口や介護休業制度の周知、制度を利用しやすい環境づくり 等
- 2 広報・啓発活動
 - ・ハンドブック、リーフレット等の広報媒体の配布
 - ・ホームページ、広報誌等を通じた広報啓発
- 3 研修会等の開催
 - ・ケアラー支援の取組を推進することを目的とした研修会や会議等の開催
- 4 その他、趣旨にふさわしい取組の実施
 - ・施設等を活用した広報・啓発の実施や相談援助活動の実施 等



- 埼玉県として、全国初となる「ケアラー月間」を11月に創設

県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体など、多様な主体が「ケアラー月間」中にケアラーやヤングケアラーへの支援に取り組んでいただくことで、社会全体でケアラーを支えていく。

<取組例と県による支援>

県民

- ・ ケアラー、ヤングケアラーへの理解（県政出前講座の活用）
- ・ 地域でのケアラー、ヤングケアラーへの見守り、声掛け

等

事業者

- ・ 従業員へのケアラー、ヤングケアラーに関する啓発
- ・ 介護休業・休暇制度の周知など、仕事との両立支援に関する取組の推進

等

民間支援団体

- ・ ケアラー、ヤングケアラー支援に関する啓発活動の実施
- ・ ケアラー、ヤングケアラー向け相談会の開催
- ・ 介護者サロンの開催

等

市町村

- ・ 住民へのケアラー、ヤングケアラーに関する啓発（例）市町村広報紙への掲載、住民向け講座開催
- ・ 介護者サロンなどの立ち上げ・開催
- ・ ショートステイ・デイサービスなどの利用の周知
- ・ 県が実施する市町村向け研修の受講

等

関係機関

- ・ 県が実施する相談機関向け研修の受講
- ・ 関係機関内でのケアラー、ヤングケアラーに関する勉強会の開催
- ・ 相談者へのケアラー、ヤングケアラーに関する啓発

等

県

①普及啓発

- ・ オンラインフォーラムの開催
- ・ 報道機関との連携

②人材育成

- ・ 関係者向け研修の実施
- ・ 県政出前講座等の実施

③ヤングケアラー支援

- ・ ヤングケアラーハンドブックの配布
- ・ オンラインサロンの開催